

＜第9回木曾川水系流域委員会への意見＞

2007年11月20日

木曾川水系流域委員会
委員長 辻本哲郎 様
委員各位

近藤ゆり子

岐阜県大垣市田町1-20-1
(揖斐川流域住民)

河川法16条の2の木曾川水系での運用と 徳山ダムに係る木曾川水系連絡導水路建設事業 ～ 無駄な新規事業は、「治水」事業を蝕む ～

1. 何故こんなにも急ぐのか、木曾川水系河川整備計画策定

現在、河川管理者から提示されている河川整備計画原案（案）には、さまざまなことが盛り込まれています。

河川管理者は、ふれあい懇談会（第4回にて終了）で、個々の施行場所についての「意見」を求めています。私の見ている限り（施行場所が示されてから延べ3回）、多くの意見が出たとはいえません。延べ3回の会場ともに貼られた付箋紙はまばらで、「付箋紙での意見聴取」は明らかに上手くいきません（→5）。

考えてみて下さい。「堤防巡視や不法投棄監視、景観保持などのために（＝住民意見）」「この場所で樹木伐開（＝河川管理者の提示）」する云々につき、「いつなんどきか」を具体的に示されることもなしに意見を出せるのでしょうか？ 20年、30年経てば樹木のありようも大きく変化します。「20年～30年の間に（＝30年後かもしれない）、堤防巡視や不法投棄監視、景観保持などのために、この場所で樹木を伐開することをどう思うか」といわれても、真剣な議論の対象にはなりません。

河川管理者の示す河川整備計画原案（案）と関係住民の問題意識には、明らかにズレ（乖離）があります。

ふれあい懇談会の会場数は減り（第1回は二十数会場、第2回は六会場、第3回・第4回は三会場）、結果として、一部の決まった人（司会者が、顔を見ただけで名前が分かるような）しか参加・発言しない場所になってしまいました。

それでも河川管理者は「原案提示の前に多くの関係住民の方々のご意見を聴いた」というでしょう。それをもって原案提示後の河川法16条の2第4項にかかる手続きを極力少なくして時間を短縮する意図が見えます。河川法16条の2第4項の趣旨は、いわば確信犯的に没却されています。

このような形骸化した河川法第16条の2の運用をもって、河川整備計画策定を急ぐ最大の理由は、新規事業である「（徳山ダムに係る）木曾川水系連絡導水路」を来年度予算に間に合うように河川整備計画に位置づけることに他なりません（河川整備計画に位置づけ

られないと水資源機構事業として来年度予算がつかない)。

河川法16条の2の趣旨をねじ曲げてまで、河川管理者の都合(もっと言えば天下り法人・水資源機構の生き残りの都合)に合わせる・・・「(徳山ダムに係る)木曾川水系連絡導水路」はそれほどに緊急を要する事業ですか? 委員の方々は「(徳山ダムに係る)木曾川水系連絡導水路」をよく理解された上で、「この事業は、河川法16条の2の趣旨よりも、他の治水施策よりも、もっと優越して優先されるべき事業なのだ」と確信しておられるのですか? ただ何となく河川管理者からの「案」を追認しているのだとしたら・・・その重大な職責への理解が足りない、自覚が足りない、と申し上げないわけにはいきません。

2. 理解されていない・できない木曾川水系連絡導水路事業 *

第8回木曾川水系流域委員会での委員の方々の議論を拝聴しても、およそこの「導水路事業」への理解が十分とは思えませんでした(だから、第9回が設定されたのですよね)。

利水者が「異常渇水時にも使えるように(余剰の)水源を確保する」問題(これは原則として利水者が決定し、負担し、河川管理者は許可するかどうかの問題)と、「異常渇水時にも(生物等河川環境保全のために)河川流量を確保する」問題(治水特別会計から予算執行される河川管理者の施策の問題)とは、一定区別されねばならないのに、河川管理者からの説明も、委員の議論も混同されているようです。

私が「1994年渇水でも、結局は生息を回復した木曾川河口部のヤマトシジミのために?」と疑問を呈すると、河川管理者は(ふれあい懇談会のように一方的に「答える」場面では)「ヤマトシジミだけではない」と言います。

しかし、07年3月23日の衆議院環境委員会での質問に対する門松河川局長の答弁及び6月12日付け近藤昭一衆議院議員提出質問主意書への答弁書(6月22日付け)では、結局のところ、異常渇水時に20m³/Sの緊急水を流す根拠は明らかになっていません。そして私の再三の情報公開請求でも「ヤマトシジミ以外のもの」は何も出てきていません。情報公開法に基づく開示請求をしても出てこない、国会議員の質問に対しても出てこない「ヤマトシジミ以外の根拠」が隠されているのだとすれば、それはそれでまた問題です。

* 木曾川水系連絡導水路に関するさまざまな問題点については、「徳山ダムをやめさせる会」意見書の伊藤達也論文「木曾川水系連絡導水路の問題点」をご覧ください。これを分かりやすく解説する場として、11月24日(土)13時30分～16時30分 名古屋市内・桜華会館「富士の間」で学習会を行います。委員の方々の参加も歓迎いたします。

3. 河川計画(事業)の基本は「治水」

「治水事業は果てることのない事業である」

これは、新川決壊水害訴訟(*)第1審での被告国第一準備書面に記載された言葉です。私は、これをよく引用させて貰っています。

* 2000年の東海豪雨において、庄内川の増水(洪水)を、庄内川右岸洗堰から新川へと流入させた結果、新川が破堤し、甚大な被害を生じました。その被害者が、河川管理者(国及び愛知県)を訴えている訴訟です。

川の近傍に暮らす者にとって、河川管理者に第一に期待しているのは「治水」であり、それは何よりも人命にかかわるような甚大な水害被害を回避する施策を実施することに他なりません。1997年河川法改正で「環境」が盛り込まれました。そもそも「環境に悪影響を与える治水」は治水の名に値しないのであり、いわば当たり前のことを書き込んだに過ぎません（それ以前の施策が余りにも大きな環境破壊をもたらしてきたことへの少しの反省と配慮、ということでしょうか）。この条項が、「環境」の名において、甚大被害をもたらす洪水への施策がないがしろにされることの根拠になるなど、改正当時も、その後も、国民（住民）は想像だにしていません。

中部地方の河川整備状況は、決して進んでいるとは言えません。一応計画河道への改修が完了しても堤防の脆弱性が指摘されている箇所も少なくありません（河積を確保したとしても堤防が脆弱であれば、計画洪水にも耐えられぬ危険な箇所—河川—であり続けることは言うまでもありません）。

木曾川水系河川整備計画原案（案）でも、また他の中部地整管内の河川整備計画においても、このような危険が「いつ」解消されるのかが見えません。

2004年度前後には1兆6000億円あった治水特別会計予算は、今は1兆円を切っています。これまでも遅々として進まなかった危険箇所への対策は、今後ますます減速するおそれが大きいのです。「環境のため」と称して、無駄な新規事業を位置づけていられるような悠長な話ではありません。

4. 無駄な新規事業（人工構造物建設事業）は、「治水」事業を蝕む

木曾川水系連絡導水路を河川整備計画に位置づけることと、洪水対策を進捗させることは矛盾しない、と委員の方々はお考えになっているかもしれません。

確かに河川整備計画に位置づけられることと、事業実施計画（水資源機構事業となるらしいので）が決定されることは「同じ」ではありません。

しかし、明らかに木曾川水系河川整備計画策定を「木曾川水系連絡導水路を位置づけて来年度予算に間に合わせたい」と急いでいる河川管理者の姿勢からすれば、「木曾川水系連絡導水路建設事業」には、優先的に予算配分されることになるでしょう。

そしていったん開始された「建設事業」は、必ず優先されてしまう（他を圧迫する）ことになってしまいます。（「機械リース料を節約する」等で工期短縮のインセンティブが働き、優先的に予算配分されていく）

そのことが、はっきり出たのが、2004年度の「徳山ダム建設事業」予算でした。2003年度終了時点で徳山ダム建設事業費増額手続きが間に合わなかった（河川法16条の2を僭脱したにも拘わらず！）ため、180億円の事業費要求に対して、それまでの事業費＝2540億円 いっぱいの93億円しか予算が認められませんでした。残りの87億円は、2004年7月になってから（補正予算でもなく）「治水特別会計の項の間の移用」という非常に特殊な手続きで捻出されました。「移用」という通り、他から移して予算をつけたのです。

どこを削って移したのか・・・あろうことか、揖斐川流域の最も厳しい水害頻発地域である牧田川流域（荒崎地区を含む）の河川改修事業（牧田川・杭瀬川の引堤及び背割堤事業）の予算を削って回したのです。

「揖斐川での事業の予算は揖斐川関連でやりくりしろ」「岐阜県（知事）が推進しているのだから岐阜県での他の事業にしわ寄せがくるのは当然」ということだったのでしょう。（<別

添資料1 > 「地域住民の悲願を裏切って」及び<別添資料2 > 「高すぎる落札率」参照)

厳しい財政的制約と少しも改善されない縦割り(省庁・局の縦割りどころか「課」「地整」「事務所」「出張所」レベルでも縦割り)行政のありようからして、「木曾川水系で連絡導水路建設という新規事業をやる」ということは、木曾川水系での他の施策の実施を「後回し」にすることに直結するであろうことは目に見えています。

無駄な建設事業を(河川整備計画に)位置づけることは、他の必要な施策を遅延させることに他ならないのです。

5. 1997年河川法改正の原点・木曾川水系

1997年河川法改正にいたる要因は、一通りではなく、多岐にわたると思っています。しかしその大きな要因の一つに長良川河口堰建設への異論(反対運動)があったことは、紛れもない事実です(当時河川法改正に関わった複数の河川局職員の方が言及されています)。

河川法16条の2には、巨大な人工構造物建設事業においてこそ流域住民の合意を得ようという含意があります。ところが、現在進行している木曾川水系河川整備計画策定では、新規の巨大建設事業(木曾川水系連絡導水路事業)については、全く不十分な説明しかされていません(説明になっていない、というべき)。住民合意などハナから無視しています(*)。

* 例えば、長良川に徳山ダムの水を流入させることに関しては、さまざまな立場からの反対意見があります。河川管理者は「これは導水路事業自体に反対してはいない」というふうに解釈しようとしています。しかし事業を進めたがっている河川管理者側が「コスト削減の問題」として長良川案を出した経緯からすれば、「長良川に徳山ダムの水を流すな」という意見は、「コスト削減を許さない」意見となり、計画の基本を揺るがす問題です。

コスト(負担)問題を抜きにして、一般的に「超過渇水対策を講じることが妥当だ」という話はありません。コスト問題抜きの「願望」を河川整備計画に位置づけるのが適切かどうかという価値判断なのではないでしょうか? そうならば、住民の強い願望は洪水対策にあるのですから(超過渇水対策以上に)、超過洪水対策こそが、河川整備計画に優先的に位置づけられるべき施策となるはずですが。

住民意見の聴取を、個々の箇所での細かい施策のみに切り縮めようという意図がありありと見えます(*)。「住民参加」を「地先の細かいことに限定させる」というのは、明らかに1997年河川法改正の趣旨を歪曲するものです。

* 私自身、ガンカモ調査、コサギの営巣問題、テグス除去活動などに参加したこともあり、川を巡る「細かい問題」についての地道な活動を軽視しているわけではありません。

繰り返します。

「来年度予算に間に合うように木曾川水系連絡導水路を河川整備計画を位置づけることがすでに決まっている」ような「木曾川水系河川整備計画策定の進め方」であってはなりません。

少なくとも関係住民が「何がどう問題なのか、その問題はクリアできるのか」が、十分に理解し、納得できるようなプロセス(双方向の議論の場と相当程度の時間)が必要です。

貴委員会委員各位の賢明なご判断に期待します。

以上

<別添資料1>

水害常襲地域の河川改修費を削って徳山ダムに投入！ 04年度徳山ダム事業費追加分87億円の捻出問題

1. 治水特別会計という官僚独裁のポケット

04年度当初予算の時点で、徳山ダム事業費は「2540億円」であった。さすがに財務省は「法的根拠のない予算はつけられない」と2540億円の枠一杯の93億円の予算のみを認めた。ただし「所定の手続きが終われば追加予算を検討する」ということで。

04年7月15日、国交大臣は、徳山ダム事業実施計画変更を認可し(*)、財務省の要求する「所定の手続き」は一応済んだ。参院選後の臨時国会に補正予算案を出してそれで「一件落着」と思っていたら、補正予算案そのものが出なかった。徳山ダム建設工事は昼夜を分かたぬ突貫工事で進められている。そのお金はどこから来るのか？

本省河川局にも中部地整にも散々食い下がった後、8月25日に中部地方整備局に押しかけて外枠を引き出した。

*この「変更」は、河川法の僭脱という違法行為によって行われた「水資源開発促進法による水源施設・徳山ダム」の「3500億円の役立たず治水ダム」への計画変更に他ならないことは、さまざまな場面でお伝えした通り。

.....

財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）

第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、財務大臣の承認を経て移用することができる。 <第1項ただし書き>

「04年（平成16年）度特別会計予算 予算総則」

第15条：財政法第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することのできる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

特別会計の一部の勘定の 項の間の移用

特別会計 勘定 移用することができる項

治水 治水 河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、建設機械整備費
都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費
北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項

特定多目的ダム建設工事 多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

.....

項の内部での流用は「しょっちゅう」。治水特別会計約1兆6000億円内部では、ほぼ河川局の一存で（「項の間の移用」だと財務省が絡むので「大変なこと」、という認識）好き勝手に予算を動かせる。地方自治体の首長が、予算の箇所付けを巡って12月に熱心に「霞ヶ関詣で」をやるのは、実は全くの「お笑い種」なのではないか？

2. 削られた河川改修費・砂防事業費

身もフタもないことを言えば、「オモテの当初予算では04年度の徳山ダム事業費180億円が無理だと分かった時点で、最初から”削って回す”ように治水特別会計に仕込んだ」ということなのだろう（砂防事業費補助を削られた岐阜県砂防課の課長は「国から言われたから仕方がない、削れるところを必死に探しました」と言っていた。全額について「最初から削るように仕込んだ」とも言えないようだ）。しかし互いに「それを言ったらオシマイよ」である。

「05年度予算内示前に、どこを削って徳山ダムに放り込んだのか、その理由も含めて説明責任を果たすのがスジでしょう」と迫った。このスジ論には国交省も反論しない。

04年11月29日 国交省河川局治水課での聴き取り

この時点で「第2回」についての開示された情報（お金の単位は千円）。

1. 「第2回」＝04.07.22 付け

当初＝**9,339,000** 第2回＝**14,050,000(+4,711,000)**

「第3回」＝04.11.15 付け → 情報公開請求中

2. 治水特別会計で手当したのは、**4,711,000**のうち、**3,148,800**

差の約1.6億円は利水者や発電事業者などから。

3. 削られたのは

◎ 直轄河川改修費 △ **2,189,000**

- ・ 一般河川改修 木曾川 1,889,000
- ・ 特定構造物改築事業 犀川総合排水機場改築 300,000

（一方で「工事費 1,789,000」「用地買収費 400,000」という括り方もある。合わせて2,189,000になるところは同じ）

◎ 砂防事業費（補助） △ **859,800**

- ・ 砂防事業費補助 737,800
 - 通常砂防費補助 666,300
（うち、岐阜県が23カ所 456,500）
 - 火山砂防費補助 71,500
- ・ 地すべり対策事業費補助 122,000

◎ 水資源開発事業交付金内の流用 △ **100,000**

- ・ 利根川武蔵水路改築 100,000

△を合わせると **3,148,800** となる。

これが治水特別会計内／第2回時点の予算手当。

4. 直轄河川改修「木曾川」のどこのどういう工事？については、把握し切れていないとのこと。「どのようにしたら分かるか、早急に教えて欲しい」ということにつき「可及的速やかに」という返事。（翌30日に中部地整に行って「可及的速やか」と念押しした）

3. そこを削るか！？ 大問題の荒崎地区の浸水被害対策の予算を回した！

04年12月17日 中部地整河川部での聴き取り

（「第2回」＝04.07.22 付け までの説明しかなかった。11月30日段階で「直轄河川改修費＝△ **2,189,000**／一般河川改修・木曾川（上流）＝**1,889,000**」の中味を尋ねていた。05年度予算内示を目前にしている以上、第3回まで含めて説明せよ、と迫っていたが、「第2回」分の「答え」を用意するのがやっとだったらしい。）

削られた「一般河川改修 木曾川（上流）**1,889,000**」の内容は、

木曾川上流河川事務所のHPの中（http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/office/outline/gaiyou_2.html）

1. 河川改修事業 (木曾川) / (長良川) / (揖斐川) のうちの (揖斐川) の「牧田川・杭瀬川」の部分とのこと。

////////////////////////////////////

・ 大垣市横曾根地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削及び低水護岸工事を推進する。

・ 養老町江月地先において、杭瀬川の洪水疎通能力を増すため河道掘削、旧堤撤去、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。

・ 養老町船付地先において、牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸工事を推進する。

・ 輪之内町塩喰地先において、杭瀬川・牧田川の洪水疎通能力を増すため背割堤の築堤、低水護岸及び高水護岸を推進する。

・ 大垣市野口地先において、杭瀬川の築堤工事を推進する。

・ 養老町根古地地先において、牧田川の堤防補強工事を実施する。

////////////////////////////////////

まさに10月20日に23号台風で、実に16回目の浸水被害を受けた、「あの場所」(荒崎地区:02年7月の浸水被害につき、04年8月9日に179世帯が提訴)に係る事業である!!! (後に保留解除をして、相当分の事業費はつけました。年度全体の工事の進捗が遅れたわけではありません)との言い訳つきだが、この「相当分」の6事業の平均落札率は実に97.22%である—95%以上の場合は談合を疑うのが常識—というのは、話が出来すぎて笑うしかない)

7月22日時点で「徳山ダムを優先するために後回し」とした、その後の10月20日に、荒崎地区は16回目の浸水被害に遭っているのだ。23号台風では横山ダムは最大51.3%までしか貯留していない。そして現に揖斐川本川水位は高くはなかった。「徳山ダムがあれば・ ・ ・云々」とはさすがの岐阜県からさえ出て来ない。

16回目浸水被害に遭われた方に見れば、「もし7月22日に優先順位を下げられ執行が見送られずに事業がなされていたら・ ・ ・」と感じて当然ではないか? 「7月22日に見送られていなくても同じこと」と言いたいなら、それこそ書面を用意して「説明」するべきである。「後に保留解除をして、相当分の事業費はつけました。年度全体の工事の進捗が遅れたわけではありません」とひとこと言えば済むのか? 年度内の数ヶ月が問題になっているのだ。

数々の水害訴訟で河川管理者が水戸黄門の印籠のごとく持ち出す大東水害訴訟最高裁判決曰く「治水には財政的制約がある」。まさにその通り。役立たずの「ダム」に大きな治水予算を獲られて、必要な河川改修(堤防整備・河道改修)が後回しにされている、という見事な証拠である。

04年度予算執行についての説明責任を果たすことなく、05年度予算でも徳山ダムに大きな予算をつけようとしている。「機械リースなどの問題もあるから、(徳山ダム建設事業の工程を)遅らせると大変な費用増額になってしまう」というのである。

こうして「建設事業」が優先され、必要な河川改修事業は遅々として進まない。

水害常襲地域(行政が率先して住宅地開発を行い、「市街化区域」に指定した場所)住民の悲劇は終わらない。

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

04年12月18日記

高すぎる落札率

「7月22日に削られた分の穴埋め」発注を調べたら・・・。落札率95%以上の場合は「談合の疑いが濃厚」というのが市民オンブズマンの見解です。

2. 平成16年度杭瀬川野口築堤護岸工事 工事希望型指名競争入札
入札 2005/02/04 落札 2005/02/09 予定価格 161,760 千円
160,000,000 落札率 = 98.91%

4. 平成16年度牧田川烏江築堤護岸工事 工事希望型指名競争入札
入札 005/01/27 契約 2005/02/01 予定価格 116,800 千円
110,000,000 → (税込み) 115,500,000 落札率 = 94.2%

9. 平成16年度牧田川根古地築堤工事 工事希望型指名競争入札
入札 2005/01/14 契約 2005/01/19 予定価格 1320,520 千円
130,000,000 → (税込み) 136,500,000 落札率 = 99.6%

12. 平成16年度杭瀬川江月低水護岸工事 公募型指名競争入札
入札 2005/01/19 契約 2005/01/25 予定価格 202,870 千円
1950,000,000 → (税込み) 204,750,000 落札率 = 96.1%

15. 平成16年度杭瀬川江月高水護岸工事 公募型指名競争入札
入札 2005/01/25 契約 2005/01/31 予定価格 229,560 千円
220,000,000 → (税込み) 231,000,000 落札率 = 95.8%

16. 平成16年度杭瀬川浅西築堤工事 公募型指名競争入札
入札 005/01/25 契約 2005/01/31 予定価格 264,590 千円
260,000,000 → (税込み) 273,000,000 落札率 = 98.3%